

遠別町地球温暖化対策実行計画

【遠別町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】



平成19年6月

遠 別 町

【平成19年10月改訂】

【令和5年3月改訂】

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
第2章 目標	3
1 温室効果ガスの総排出量に関する目標	3
第3章 取組	5
1 取組内容	5
第4章 推進と点検・評価	7
1 推進体制	7
2 点検・評価	8
3 公表	8
第5章 資料編	9
1 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	9

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には、1997年（平成9年）12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に向け取り組むことが確認され、我が国には平成20年から平成24年の間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

本町においても実行計画を策定し、町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

基準年を平成17年度とし、計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

本計画の対象は「本町の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。（ただし、町の職員及び消防職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務及び事業は除きます。）

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

総務課	役場庁舎、車庫、一般公用車、移住交流センター
経済課	富士見ヶ丘公園、河川公園、港公園、海水浴場センターハウス道の駅、農業振興センター、町民農園
建設課	除雪センター、水道・下水道施設
福祉課	幼児センター、健康管理センター、ふれあいステーションなごみ
住民課	民法ラジオ中継局、バス待合室、共同斎場、防犯街路灯等
教育委員会	スポーツセンター、B&G海洋センター、給食センター生涯学習センター、小学校、中学校、スキー場、すぱーく遠別
病院	国保病院

第2章 目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

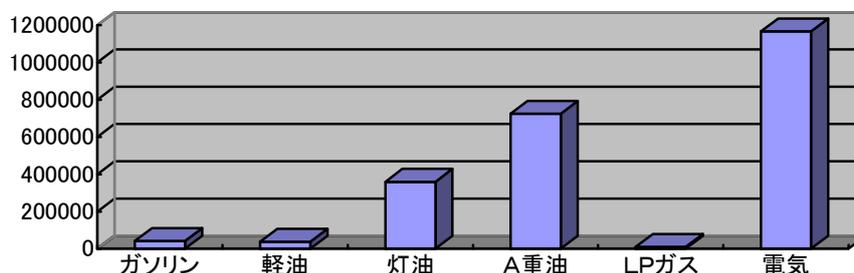
町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成17年度：基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-co2)	割合
ガソリン	18,056 リットル	41,920	1.8%
軽油	14,485 リットル	37,940	1.6%
灯油	144,493 リットル	359,713	15.4%
A重油	267,200 リットル	724,013	30.9%
LPガス	1,628 m ³	10,415	0.5%
電気	2,102,077 Kwh	1,166,653	49.8%
合計		2,340,654	100.0%

※LPG比容量 m³/Kg 0.469

CO2排出量(kg)



平成17年（基準年）温室効果ガス総排出量 2,340,654 (kg-CO₂)

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

令和8年度における温室効果ガス排出量を、平成17年度に比べて23%

(538,350 (kg-CO₂))削減します。

令和8年度(目標年)温室効果ガス総排出量

各項目別のCO₂排出量と目標

	基準年(H17)		目標値(R8)		削減量	
	使用量	co2排出量 (kg-co2)	使用量	co2排出量 (kg-co2)	使用量	co2排出量 (kg-co2)
ガソリン	18,056 <small>ℓ</small>	41,920	9,800 <small>ℓ</small>	22,736	8,256 <small>ℓ</small>	19,184
軽油	14,485 <small>ℓ</small>	37,940	1,500 <small>ℓ</small>	3,870	12,985 <small>ℓ</small>	34,070
灯油	144,493 <small>ℓ</small>	359,713	131,400 <small>ℓ</small>	327,186	13,093 <small>ℓ</small>	32,527
A重油	267,200 <small>ℓ</small>	724,013	155,000 <small>ℓ</small>	420,050	112,200 <small>ℓ</small>	303,963
LPガス	1,628 <small>m³</small>	10,415	1,055 <small>m³</small>	3,165	573 <small>m³</small>	7,250
電気	2,102,077 <small>kwh</small>	1,166,653	1,729,000 <small>kwh</small>	1,025,297	373,077 <small>kwh</small>	141,356
合計		2,340,654		1,802,304		538,350

第3章 取組

本町の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。
- ・ 照明器具のLED化により、消費電力の削減をします。

② 燃料使用量の削減

施設

- ・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。

公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・ 公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、ハイブリットカー及び電気自動車へ移行します。
- ・ 出張時の相乗りを奨励します。

③ 物品等の新規、更新

- ・ 物品等の新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

④ 施設の新築、改築

- ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

⑤ 町有林の整備・保全と利用

- ・ 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取組

① 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ 古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するように努めます。

② 事務用品

- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 節水型機器の導入について検討します。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、その他課長職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

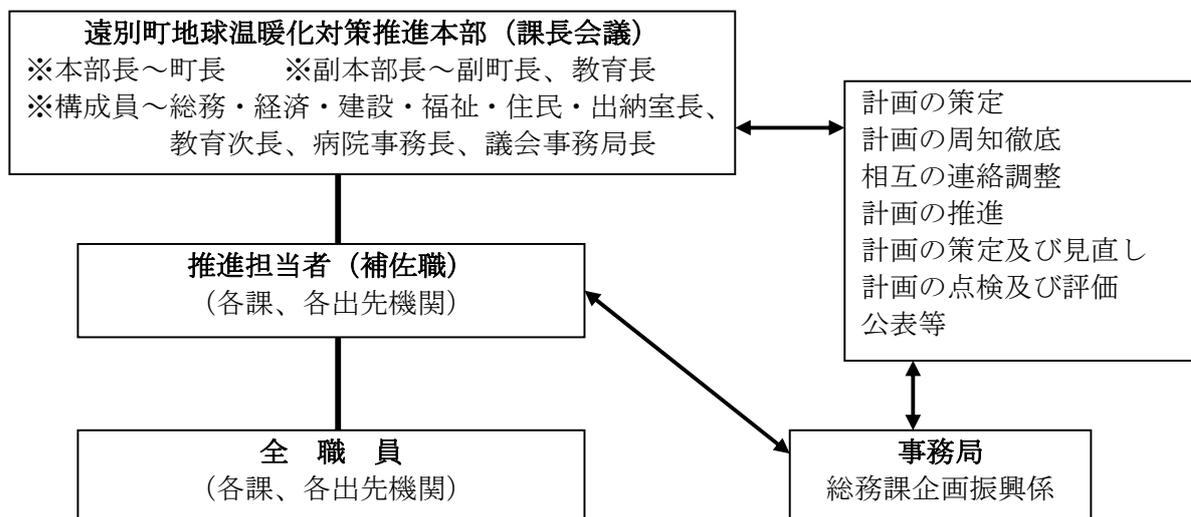
(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていく。

(3) 事務局

事務局を総務課企画振興係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

推進体制組織図



(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行う。

- ・ 環境全般に関する意識向上を図るため研修会の実施
- ・ 庁内LAN等を活用して環境に関する情報の発信

2 点検・評価

事務局が各推進担当者をとおし、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行う。

3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報誌、ホームページ等により公表する。

第5章 資料編

1 各課別エネルギー使用料及び二酸化炭素排出量

(令和3年度)

区 分	ガソリン	軽油	灯油	A重油	L Pガス	電気	co2排出量	割合
	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(m3)	(kwh)	(kg-co2)	(%)
総務課	407	416	5,037	46,400	0.3	223,783	262,797	14.14%
住民課	3,033	220	10,328			104,148	95,081	5.12%
福祉課	273		1,081			144,326	88,911	4.78%
経済課	2,681					11,167	12,842	0.69%
建設課	1,975	686	6,356		3.3	659,720	413,402	22.24%
教育委員会	1,418	216	114,965	42,000	574.0	473,080	676,948	36.42%
病 院	428		511	74,000	474.0	203,760	308,776	16.61%
合 計	10,214	1,538	138,278	162,400	1,051.6	1,819,984	1,858,757	100.00%

